

AITUC  
サポーターズ倶楽部  
開設のご案内

2022. 12. 20

一般社団法人高度情報技術活用コンソーシアム

# AITUCサポーターズ倶楽部の概要

AITUCサポーターズ倶楽部とは、

- ①AITUC活動組織の一組織として設置し、AITUC会員の事業を、直接的/間接的に支援するメンバーズ倶楽部
- ②主な支援内容
  - ・経営戦略/事業戦略等のアドバイザー業務
  - ・販売戦略アドバリー、および顧客開拓/営業支援等の具体的サポート
  - ・事業体制強化アドバイザー、および人材確保/調達等の具体的サポート等々
- ③AITUCサポーターズ倶楽部の体制
  - 主査：当面はAITUC理事長が兼務
  - 事務局：AITUC事務局が担当
  - メンバー：i)従来ダイバーシティメンバーおよびAITUC各種会員、役員から有志を登録  
ii)新たに一般から、「主な支援内容」への有能者を募集し登録
- ④倶楽部メンバーへの入会資格
  - i)AITUCサポーターズ倶楽部登録票(得意内容とそれらに対する経歴等を記載)を提出し、主査との面談&協議の上、登録合意承諾した者
  - ii)入会料は無料
- ⑤登録票情報は、AITUCホームページ(会員専用ページ)に掲載します(個人情報にはマスキング)。

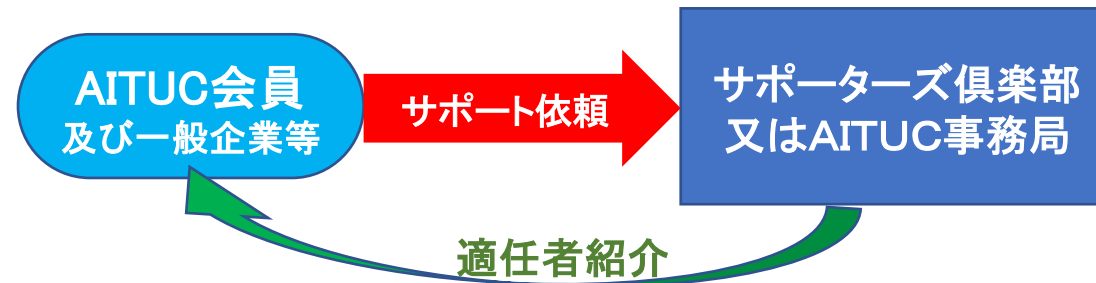
## ⑥ サポーターズ倶楽部メンバーへの業務依頼方法

### i) 基本ルール(有料会員は無償で依頼可)\*有料会員=賛助会員、一般会員

AITUC会員はサポーターズ倶楽部事務局へ依頼内容等適任者の紹介を依頼する。

事務局は以下の役割を担当する。

- ・需要に対応出来るサポーター人材の調達
- ・依頼主、依頼内容の把握等、トラブルの防止
- ・AITUC会員以外のサポーター要望の収集
- ・各種の相談、適任者の紹介 等



### ii) 費用負担

AITUCの有料会員(一般会員、賛助会員)は、

サポーターズ倶楽部メンバーと直接契約(契約内容/条件は当事者間協議)が出来るものとする。

※但し、トラブル防止の観点から

イ) サポーターズ倶楽部メンバーは、当該契約先等の情報を事務局へ報告するものとする。

ロ) AITUCの有料会員であっても、「事務局を介して契約も可能」とする。

※事務局が介在して契約の場合は、一般的な顧問等の業務委託契約になります。

## ⑦ AITUC会員以外等へのサポート

・AITUC事務局は、AITUC有料会員以外(一般企業等を含む)のサポートニーズも積極的に

ウオッチし、サポーターズ倶楽部メンバーに業務依頼(顧問業務依頼等)するよう心掛ける。

(会員各位が、一般企業等での顧問ニーズをキャッチした場合は、AITUC事務局へご一報ください)

